

各 位

柳川労働基準協会 会長 吉開元治

車両系建設機械(解体用)運転特例講習実施(ご案内)

労働安全規則の一部改正により、平成25年7月1日から車両系建設機械(解体用)は、現行のブレーカに加え「鉄骨切断機」、「コンクリート圧碎機」、「解体用つかみ機」の3つの種類が追加されました。就業制限に係る経過措置として平成27年6月30日までに特例講習を修了すれば、「車両系建設機械(解体用)運転技能講習」の修了証を取得することが出来ます。

つきましては、福岡労働局登録教習機関、(株)日立建機教習センタ福岡教習所の協力により下記の第1種と第3種技能特例講習を実施致しますので、この機会に是非受講されるようご案内申し上げます。



❖ 第1種技能特例講習【車両系建設機械(解体用)運転技能講習】

○日 時：平成26年7月26日(土) 9:00～11:00

○受講対象者：平成25年7月1日前に、車両系建設機械(解体用)運転技能講習を修了し平成25年7月1日において、現に鉄骨切断機等の運転業務に従事しており、かつ、当該業務に6月以上従事した経験を有する方。

○受講料：7,000円 {5,000円(税込)+テキスト代2,000円(税込)}



❖ 第3種技能特例講習【車両系建設機械(整地等用)運転技能講習】

○日 時：平成26年7月27日(日) 9:00～12:00

○受講対象者：平成25年7月1日前に、車両系建設機械(整地等)運転技能講習を修了し平成25年7月1日において、現に鉄骨切断機等の運転業務に従事しており、かつ、当該業務に6月以上従事した経験を有する方。

○受講料：9,000円 {7,000円(税込)+テキスト代2,000円(税込)}



❖ 学科場所：柳川商工会館 3階大ホール (柳川市本町117-2)

❖ 申込方法：別紙の「受講申込書」及び「実務経験証明書」に必要事項を記載の上、受講料と合わせて申込下さい。また、写真1枚を添付。

❖ 申込先：柳川労働基準協会まで(柳川商工会館内)柳川市本町117-2 TEL 73-7000

❖ 締切日：平成26年6月20日(金)まで、但し、会場の都合により定員80名です。

- ※注意事項：①写真は無帽で上半身、2.4×3.0 cmの物、写真裏面に氏名を記載してください。
②本人確認のため、氏名・生年月日・本籍地の記載がある公的書面(住民票等)の原本又は、IC化された自動車免許証で8桁の暗証番号をご存知の方。(住民票等のコピーは不可)
③当日、技能講習終了証の原本を持参して下さい。
④建設機械施工技士1級合格の方は、国土交通省からの種別証明が必要です。